

高松市福祉避難所体制整備支援事業補助金に係る F A Q

「申請等について」

NO	質問	回答	掲載日
1	補助金を活用したいが、事前相談は必要か。	申請に当たっては、事前相談は必須となります。	
2	書類の提出は毎回、窓口を持参しないといけないか。	交付申請書のみ御持参いただく必要があります。交付決定後の提出書類は、郵送・メールでの提出で問題ありません。	
3	複数の施設（協定福祉避難所）を運営する法人が、複数の施設について補助金交付の申請を行う場合、1つの申請書にまとめて記載し提出しても良いか。	1施設ごとに書類の作成をお願いします。	
4	1施設あたりの補助基準額については、施設ごとに適用されるか。	お見込みのとおりです。補助基準額は、施設ごとに適用されます。 ※例えば、A社会福祉法人が運営する2施設（B施設、C施設）について、当該社会福祉法人と福祉避難所の開設に係る協定等を締結している場合、(2)資機材整備事業の補助基準額はA施設で60万円以内、B施設で60万円以内と施設ごとに適用されます。	
5	補助金は、いつ交付されるか。	本補助金は、完了払いのため、次の流れになります。①事業のすべて（改修工事の支払いも含む）が完了し、期日までに実績報告書を提出。②書類審査を行い、補助金の額を確定。③請求に基づいて交付。	
6	「施設改修事業」「資機材整備事業」の両方行う場合、受入可能人数は、既存の福祉避難所だと5人以上の増加で良いか。	お見込みのとおりです。	
7	事前着工の場合は、補助金の対象になるか。	交付決定がなされる前に事業を開始することは、補助金の適正な執行を担保できないため、原則として認められません。	
8	「施設改修事業」において、工期の関係で事業の完了が年度を跨ぐことになっても問題ないか。また、改修工事は完了していないが、発注さえしていれば、補助金の対象になるか。	本補助金は、単年度の令和8年度当初予算で財源措置しているものであるため、令和8年度中に事業完了するものに限り、採択させていただきます。申請時点で工期が複数年度にまたがるものは対象になりません。	
9	避難所において1人あたり2畳必要とすると、5人以上確保が必要な場合は、10畳分の増加となり、面積に限りがある施設は、ハードルが高い。	受入れに必要なスペースについては確保いただく必要がありますが、専用の部屋を設けるといった対応のみならず、本補助金を活用した施設改修や資機材整備等による既存施設の活用もご検討ください。	

「補助金の対象について」

NO	質問	回答	掲載日
10	高松市福祉避難所体制整備支援事業補助金交付要綱の別表に記載してある「(1)施設改修事業<対象となる施設改修の例>」以外に具体的にどのようなものが挙げられるか。	例) バリアフリー化に係る改修(スロープ設置や段差解消工事、自動ドア・手すりの設置、車いす対応の通路拡幅等)、プライバシー確保のための改修(間仕切りやパーティションの設置、カーテンや簡易個室の導入) ※ただし、「資機材整備事業」に該当しないもの	
11	停電に備え、発電機を購入するなど、施設が被災した時の対策を目的とするものは、対象になるか。	本補助金は、福祉避難所を設置・運営する際に必要な資機材の整備等を目的とするため、施設の被災対策のみを目的とするものは、対象となりません。 なお、本市から、福祉避難所の開設を依頼する際は、各施設の被災状況を十分に考慮させていただきます。	
12	「施設改修事業」にてトイレ・入浴施設等の増設をした場合、平常時にも使用して良いか。それとも、福祉避難所として使用する時しか使用してはならないか。	本補助金は、災害時における福祉避難所の円滑な運営を目的としているため、原則、平常時の使用は認められません。 なお、災害時に円滑に使用するために、動作確認として一時的に使用することなど、交付目的を逸脱するものと判断されない範囲であれば、平常時の使用を妨げるものではありません。既存の入浴施設を廃止し、平常時の利用者が新たな入浴施設のみを平常時に使用する場合などは逸脱すると考えます。	
13	施設において、1階の入浴スペースの空いているスペースに、カプセル式の機械浴設備1台を増設したいと考えている。(もともとリフト式の設備がある。) ①入浴設備の増設として、機械浴設備は補助金の対象になるか。 ②平常時も利用する場合、交付目的を逸脱するものに当たるか。	①認められます。 ②本補助金は、災害時における福祉避難所の円滑な運営を目的としているため、原則、平常時の使用は認められません。 なお、災害時に円滑に使用するために、動作確認として一時的に使用することなどは、交付目的を逸脱するものに当たりません。	
14	既にトイレが設置されている場所にトイレを増設する(便器の数を増やす)のではなく、トイレがない室内にトイレを新たに設置する場合でも、「増設」と認められるか。 (補足) 避難者の受入れを予定しているスペースから近い空き室内にトイレを設置したいと考えている。	トイレのない室内にトイレを新たに設置する場合も、「トイレを増設するもの」とします。 ただし、本補助金は、災害時における福祉避難所の円滑な運営を目的としているため、原則、平常時の使用は認められません。 なお、災害時に円滑に使用するために、動作確認として一時的に使用することなど、交付目的を逸脱するものと判断されない範囲であれば、平常時の使用を妨げるものではありません。	

15	受入れスペースとして、施設内のステージのような一段高くなっている場所を活用できると考えている。そのスペースで使用する布団の購入は補助金の対象になるか。	布団の購入は対象外です。 布団は、毛布類同様、備蓄物資等消耗品とみなします。	
16	介護用ベッド等の資機材を保管する倉庫・物置の購入費・設置費は補助金の対象になるか。	本補助金は、基本的に直接的な改修、資機材整備を対象としていますが、保管用の倉庫・物置の購入・設置については、福祉避難所運営のための資機材の平時の保管場所を確保することにより、受入整備されるという観点から補助対象とします。 なお、申請は、（１）施設改修事業、（２）資機材整備事業のいずれの場合でも差し支えありません。ただし、福祉避難所の設置・運営に係る資機材を保管するという目的に逸脱する活用がないようご注意ください。	
17	施設用の太陽光発電システムを有している施設において、新たな蓄電池の設置は補助金の対象になるか。	新しく設置した蓄電池は、災害時における福祉避難所の円滑な運営という本補助金の目的にも資するものではありませんが、主に通常の施設運営に活用されるものであるため、補助対象外とします。	
18	介護用簡易トイレ（介護用ポータブルトイレ）を購入する場合、汚物袋や処理袋、凝固剤などの消耗品も補助金の対象になるか。	処理袋や凝固剤といった消耗品を単体で購入する場合は補助対象としませんが、介護用簡易トイレを購入する際に付属品として購入する場合は補助対象とします。なお、介護用簡易トイレ（介護用ポータブルトイレ）と処理袋や凝固剤といった消耗品は、セットとなったものではなく、それぞれ調達して差支えありません。	
19	防災テント（災害避難用テント）は補助金の対象になるか。	パーティションと同様に入所者と避難者との間仕切りの役割も果たし、避難者の生活環境やプライバシーの確保にも有用であるため、補助対象とします。	
20	AEDは、補助金の対象になるか。	対象になります。	
21	①資機材を購入した際の送料・手数料は、補助金の対象になるか。 ②提出された資料（見積書）に記載があっても、申請額に含まれていなければ問題ないか。	①補助金の対象となりません。 ②問題ありません。	

「訓練・研修について」

NO	質問	回答	掲載日
22	要綱第4条第2項（1）における「本市と連携した訓練、研修等を行うこと。」とは、どのようなことか。	例えば、（１）高松市と合同で、改修スペースに避難者を受け入れる想定で訓練を実施すること、（２）配備した資機材の保管場所や実際の受入れスペース、資機材の活用方法や、さらに不足している資機材等について市担当者と確認を行うこと等を想定しています。	